

北海道社会貢献賞（海難救助功労者）表彰要領

最終改正 令和元年6月25日水経第479号

第1 趣 旨

海難救助に功労のあった水難救難所並びに水難救難所員（以下「所員」という。）及び漁船乗組員（以下「乗組員」という。）に対する表彰の取扱いについては、北海道表彰規則（昭和44年北海道規則第51号）及び同規則に基づく表彰事務取扱要領等に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の対象

表彰は、次に定めるところにより行うものとする。

1 水難救難所

次に定める事項のすべてに適合する水難救難所

- (1) 水難救難所の設置以来10年以上継続して、活発な海難救助活動を実施しているもの
- (2) 過去10年間において、海難救助の実績があるか、又は海難防止思想の普及啓発が活発に行われているもの
- (3) その活動の状況が他の模範と認められるもの

2 所員及び乗組員等

次のいずれかに適合する所員又は乗組員等

- (1) 所員として救助及び訓練活動に精励し、技能が特に優秀で他の模範と認められる者
- (2) 乗組員として救助及び訓練活動に従事し、人命又は財産の救助に功労があり他の模範と認められる者
- (3) 所員として30年以上勤続し、その功績が他の模範と認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、海難の未然防止や海難救助に尽力し、その功績が顕著で他の模範と認められる者

第3 被表彰者の内申

総合振興局長又は振興局長は、市町村長の意見を聞いて被表彰候補者を選考し、別記第1号様式（甲）の模範救難所表彰内申書又は別記第2号様式（甲）の模範所員、模範乗組員、功績が顕著な者、永年勤続模範所員（30年以上）、表彰内申書により知事に内申するものとする。

第4 表彰

表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

模範救難所表彰内申書

				内申順位	
救難所名				所在地	
所長名				地区	
組織状況	設立年月日				
	所員数	(活動期間)			
活動状況	1 最近5ヶ年間の人命及び漁船の救助実績				
		人命救助	漁船救助		漁船救助の状況
			動力	無動力	
2 その他特記事項					
設備状況					
財務状況		年度決算	年度決算	年度決算	
	収入	(うち市町村からの助成額)	()	()	
	支出				
表彰状、感謝状等の受賞状況					
表彰を可とする理由					

- 1 設備状況欄には、救助設備の状況を記載すること。
- 2 財務状況欄には、最近2ヶ年間の実績と本年度の予算の状況を記載すること。

別記第2号様式(甲)

模範所員・乗組員・功労が顕著な者・永年勤続(30年以上)表彰内申書

		内申順位				
ふりがな 氏名	本籍		生年月日(年齢)			
	現住所		大・昭 年 月 日(才)			
所属救難所名 (所属漁協名)	所在地		役職名			
(乗組漁船名)	丸	t	PS	乗組員数 人		
		(漁業種類)		(身分) (海技資格等)		
現在までの略歴	救難所勤続年数(乗組員経験年数)	最近 年	訓練		救助	
			実施回数	参加回数	所出動回数	本人出動回数
現在までの主な 公職及び役職名						
現在までの主な 賞罰						
主な功績事項						
表彰を可とする 理由						

- 1 市町村長の意見を添付すること。
- 2 ()の事項は、乗組員の場合だけ記載すること。
- 3 現在までの略歴欄は、救難所入所(漁船乗組み)以来、現在までの各役職ごとの在職期間が分かるように記載すること。
- 4 現在までの主な賞罰欄には、年月、表彰の種類、表彰者を記載する。
- 5 主な功績事項には、本人が漁船を救助した事例等を具体的に記載する。

表彰に係る意見書（例）

記 号
年 月 日

総合振興局長・振興局長 様

市町村長 [印]

次の者は、北海道表彰事務取扱要領（平成15年3月25日付け人事第1177号一部改正）第2の3項に該当する者ではなく、〇〇年度海難救助功労者表彰の候補者として適当であると認め、推薦します。

記

本 籍

現 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 （ 歳）

社会貢献賞 乗組員の救助等功績調書

項 目	救 助 者	遭 難 者
氏名（船主名）		
船 名 等	丸 建造 トン 年 月 日 製 P S	丸 建造 トン 年 月 日 製 P S
発 生 日 時 場 所		
船 長 氏 名 取得資格・経験年数	資格 経験年数 年 月	資格 経験年数 年 月
所 属 港	港	港
乗 組 員 名（数）	名	名
当 時 の 漁 業 名		
出 港 日	年 月 日 時	年 月 日 時
帰 港 予 定 日	年 月 日 時	年 月 日 時
漁 獲 物 等		
当 時 の 気 象 状 況	風向 風力 天候 波高 気温	
救助及び遭難状況		
その他特記事項		

社会貢献賞 永年勤続模範所員（30年以上）選考調書

総合振興局等

所属救難所	氏名 (年齢)	年齢		役職名								勤続年数		出動回数計		救助(A)		訓練(B)		配点合計	順位	備考		
		49歳以下は5点、降1歳増える毎に1点を加点、60歳以降は16点を上限とする	所長	副所長・支所長	顧問	副支所長・救助長	部長	副救助長	副部長	班長・副班長	救助士・救助員	30年以上は5点、1年増える毎に1点を加点する	(A+B) 合計回数と点数を記載する	過去10年間の実績から1回につき1点とし、31回以上は35点を上限とする	過去10年間の実績から1回につき1点とし、31回以上は35点を上限とする	回数	点数	回数	点数				回数	点数
		年令	点数	10	9	8	8	7	6	5	4	3	年数	点数	回数	点数	回数	点数	回数				点数	

注 1. 記入にあたっては、それぞれの該当欄に実数と配点を記入すること。
 2. 配点合計は、各項目の合計点数を参考に記載すること。
 3. 順位は、各救難所毎に必ず付与すること（同順位は不可）。

海難救助功労者顕彰要領

最終改正 令和元年6月25日水経第479号

第1 趣旨

北海道周辺海域及び北洋海域における海難の救助活動に功労のあった者に対し、北海道表彰規則（昭和44年北海道規則第51号）、及び同規則に基づく表彰事務取扱要領等に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより、顕彰を行うものとする。

第2 顕彰の対象

顕彰は次の各号の一に該当する者につき、その功労を考査して知事が行う。

- (1) 水難救難所に10年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範と認められる者
- (2) 救助活動においてその功労が顕著であり、他の模範となると認められる者
- (3) 救助活動に従事中死亡した者、又は救助活動に従事したことに起因して生じた傷病により死亡した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、他の模範として推賞すべき功労があった者

第3 顕彰の方法

- (1) 顕彰は、感謝状（第2の第1号に該当する者のうち、その勤続年数が30年以上の者に対しては表彰状）を授与して行う。
- (2) 前項の規定によるほか、第2の第1号に該当する者に対しては、その勤続年数が30年を超えるときは記章及び副賞を、20年以上30年未満のときは記章を授与する。
- (3) 第2の第1号に該当する者のうち、その勤続年数が30年未満の者及び第2の2号から第4号までのいずれかに該当する者に対する顕彰は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が伝達する。

第4 勤続年数の計算

- (1) 勤続年数の計算は、就任の日から起算し、申請年の3月31日までとする。
- (2) 退任したのち再就任したときは、前後の期間を通算する。

第5 申請手続き

市町村長は、第2の第1号に該当する者がいるときは別に通知する日までに、第2の第2号から第4号までのいずれかに該当する者がいるときはその都度、その功労を調査し意見を付して総合振興局長等を経由して知事に別記第1号様式（乙）又は、第2号様式（乙）の申請書を提出しなければならない。

別記第2号様式(乙)
(第2の第2号から第4号までの場合)
その1

功 勞 賞 顕 彰 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
市町村長 氏名 印

次の者は功勞顕彰につき、海難救助功勞者顕彰要領第2の第2号の規定により顕彰願いたく申請します。

住 所
氏 名

年 月 日生

職 業
(所 属 団 体)
(職 名)
(就 任 年 月 日)

注1 1名ごとに別葉とする。
2 ()内は、救難所員に限り記入すること。

その2

功 績 調 書

本 籍

現住所

氏 名

1 性 行

2 事 項

注 2の事項欄は、項目をわけて具体的に、かつ、詳細に記載すること。

乗組員の救助等功績調書

(感謝状)

項 目	救 助 者	遭 難 者
氏名（船主名）		
船 名 等	丸 建造 トン 年 月 日 製 P S	丸 建造 トン 年 月 日 製 P S
発 生 日 時 場 所		
船 長 氏 名 取得資格・経験年数	資格 経験年数 年 月	資格 経験年数 年 月
所 属 港	港	港
乗 組 員 名（数）	名	名
当 時 の 漁 業 名		
出 港 日	年 月 日 時	年 月 日 時
帰 港 予 定 日	年 月 日 時	年 月 日 時
漁 獲 物 等		
当 時 の 気 象 状 況	風向 風力 天候 波高 気温	
救助及び遭難状況		
その他特記事項		

顕彰に係る意見書（例）

記 号
年 月 日

総合振興局長・振興局長 様

市町村長 [印]

次の者は、北海道表彰事務取扱要領（平成15年3月25日付け人事第1177号一部改正）第2の3項に該当する者ではなく、〇〇年度海難救助功労者顕彰の候補者として適当であると認め、推薦します。

記

本 籍

現 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 （ 歳）

海難救助功労者の表彰等事務処理方針

表彰等の種類	表彰等の区分	表彰及び顕彰の対象基準	取扱方針	内申書等に添えて提出する書類
I 北海道社会貢献賞 (海難救助功労者) ア北海道表彰規則 3条2項2号 イ北海道社会貢献賞 (海難救助功労者) 表彰要領第2 表彰者数 50名	1 模範救難所	次に定める事項のすべてに適合する水難救難所 (1) 水難救難所の設置以来10年以上継続して活発な海難救助活動を実施しているもの (2) 過去10年間において、海難救助の実績があるか、又は海難防止思想の普及啓発が活発に行われているもの (3) その活動の状況が他の模範と認められるもの	○原則として内申は、1(総合)振興局1団体とする。このなかから本庁で選考のうえ5団体を表彰する。 ○選考順位は、選考調書により採点し、合計点の上位を優先する	模範救難所選考調書 (別記第1号様式別表)
	2 模範救難所員	次のいずれかに適合する救難所員又は乗組員等 (1) 所員として救助及び訓練活動に精励し、技能が特に優秀で他の模範と認められる者 (2) 乗組員として救助及び訓練活動に従事し、人命又は財産の救助に功労があり、他の模範と認められる者 (3) 所員、乗組員のほか、海難の未然防止や海難救助に尽力し、その功績が顕著で他の模範と認められる者	○原則として内申は、1(総合)振興局1名とする。このなかから本庁で選考のうえ5名を表彰する。 ○選考順位は、選考調書により採点し、合計点の上位を優先する	1 所員 模範所員選考調書 (別記第2号様式別表ア)
	3 模範乗組員			2 乗組員 乗組員の救助等功績調書 (別記第2号様式別表イ)
	4 功績が顕著な者			
	5 永年勤続模範所員(30年以上)			所員として30年以上勤続し、その功績が他の模範と認められる者
II 感謝状 1 海難救助功労者 2 海難未然防止功労者 ア北海道表彰規則 7条1項 イ海難救助功労者 顕彰要領第2	1 20年以上勤続所員	次の各号の一に該当する者 (1) 日本水難救済会、水難救難所に10年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となると認められる者 (2) 救助活動においてその功労が顕著であり、他の模範となると認められる者 (3) 救助活動に従事中死亡した者、又は救助活動に従事したことに起因して生じた傷病により死亡した者 (4) 前各号に掲げる者のほか、他の模範として推奨すべき功労があった者	○功績の顕著な者を最優先する。 ○次に勤務成績の優秀な者及び勤続年数の多い者の順に優先する	勤続顕彰申請書 (別記第1号様式(乙))
	2 10年以上勤続所員			
	3 救助功労者			功労賞顕彰申請書 (別記第2号様式(乙)) (別記第2号様式別表)
	4 海難未然防止功労者			